

ひろしまの 土地改良



第17回ひろしまの農村フォトコンテスト
「はじめての花田植」 盆子原 政司（撮影場所：北広島町）
広報委員会特別賞



第60回全国土地改良功労者等表彰

農業農村整備優良地区コンクール表彰 21世紀土地改良区創造運動表彰

平成31年3月26日（火）、東京都千代田区のシェンバツハ・サボーで、第60回全国土地改良功労者等表彰、農業農村整備優良地区コンクール表彰、並びに21世紀土地改良区創造運動表彰が行われました。

広島県からは2団体、1名が受賞され賞状と記念品が贈られました。

○全国土地改良功労者等表彰 （水土里ネット会長表彰）

団体

銀章 甲田町小原土地改良区

銅章 東広島市豊栄町乃美土地改良区

個人

広島県土地改良事業団体連合会
東部事業所 所長
矢田貝 幸弘 様



矢田貝氏（個人）



写真左 甲田町小原土地改良区（銀章）
写真右 東広島市豊栄町乃美土地改良区（銅章）

広島県土地改良事業団体連合会第61回通常総会 並びに第58回土地改良功労者表彰式開催

平成31年2月14日(木)13時30分から広島市内の広島ガーデンパレスにおいて、中国四国農政局から宮川次長、広島県より上田基盤整備部長をはじめとする方々を迎え、広島県土地改良事業団体連合会第61回通常総会並びに第58回土地改良功労者表彰式が開催されました。



木山会長挨拶



総会風景



宮崎まさお氏より祝辞

はじめに、第58回土地改良功労者表彰式が行われ、広島県知事表彰1名、広島県土地改良事業団体連合会長表彰16名の方々に、表彰状並びに感謝状が贈られました。(受賞者名簿別掲)。

続いて第61回通常総会が開催され、開会にあたり木山会長が「昨年7月に発生した西日本豪雨により農地や農業用施設等が多数被災し、ため池の決壊や破損等の被害により、今後のため池の管理体制の見直しや改修、廃止を含めた防災対策への対応が喫緊の課題となっている。一刻も早い復旧・復興に向け国や県の強力な支援の下、災害復旧事業及び防災減災対策に取り組んで行く必要がある。」と述べられ、山県郡大朝土地改良区の野村理事長が議長に選任され議事に入り、全ての議案が原案通り可決されました。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 平成29年度事業報告書・収支決算書及び財産目録について |
| 第2号議案 | 平成30年度収入支出予算の補正について |
| 第3号議案 | 平成31年度事業計画及び収入支出予算について |
| 第4号議案 | 平成31年度賦課金の賦課及び徴収方法について |
| 第5号議案 | 平成31年度余裕金の預入先の指定について |
| 第6号議案 | 平成31年度役員報酬について |

最後に、農業農村整備事業の推進について決議し、閉会しました。

●農林水産功労者(農業部門)表彰(広島県知事表彰)

加島 英俊 様(比婆郡高野町土地改良区 理事長)

典型的な中山間地域である高野町において、大規模な農業基盤整備推進の原動力となり県営ほ場整備事業の実現に力をそそがれました。また、高齢化により規模を縮小する農家が見られる中、担い手育成支援事業に取り組まれ、負担金の軽減を図りながら地区の担い手の育成・農地の集約化を進め、生産性の高い農業構築に積極的に貢献されています。

(表彰式は所用により欠席)

●土地改良事業功労者表彰 (広島県土地改良事業団体連合会長表彰)

◆個人

川井 孝治 様 (広島市祇園町外二ヶ町土地改良区 総括監事)
 是貞 一義 様 (向原町土地改良区 理事長)
 箕田 英紀 様 (三次市土地改良区 理事長)
 増田 省三 様 (庄原市土地改良区 理事長)
 渡邊 耕三 様 (比婆郡比和町土地改良区 理事長)
 井上 和之 様 (深安郡神辺町土地改良区 副理事長)
 土居川 幸三 様 (東広島市黒瀬町乃美尾土地改良区 理事長)



個人表彰 箕田氏 (左)

◆感謝状

落合 隆幸 様 角永 孝典 様 (故)金屋敷 章裕 様
 田淵 邦男 様 常川 陽之助 様 平原 修 様



感謝状表彰 田淵氏 (左)

◆25年永年勤続

吉川 健治 様 新宅 英史 様 水下 和彦 様



上段左より 水下様 角永様 田淵様 金屋敷様 吉川様 新宅様
 手前左より 井上様 箕田様 土居川様 木山会長 是貞様 渡邊様 川井様



永年勤続表彰 吉川氏 (左)

■広島県農業農村整備事業推進協議会第71回通常総会開催

平成31年2月14日(木) 15時30分から広島市内の広島ガーデンパレスにおいて、広島県農業農村整備事業推進協議会第71回通常総会が開催されました。

はじめに浜田会長より「昨年の西日本豪雨災害で多くのため池が被災したことから防災対策の強化が打ち出され、防災重点ため池の見直しや、行政機関、管理者等が果たすべき役割の明確化、ため池の保全管理体制や補強対策の強化が図られる。」との期待を話されました。

最後に農業農村整備事業の推進に向けた決議案が可決され、閉会しました。

第1号議案 平成29年度事業報告及び収入支出決算並びに財産目録について

第2号議案 平成31年度事業計画及び収入支出予算について





広島県だより

「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定しました

平成30年7月豪雨では、防災重点ため池であるかどうかによらず、堤体の決壊や損壊等による下流への被害が発生しました。このため、被害があった農業用ため池に対しては、災害復旧事業を進めるとともに、今後の、ため池の総合的な対策の進め方を「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」としてとりまとめました。

今後、この方針で掲げる対策を着実に進めながら、農業用ため池が決壊したことによる人的な被害を未然に防止するとともに、下流域の被害が最小となるよう努めていきます。

この方針は、県ホームページにて閲覧できます。

 **広島県のため池情報を
クリック**

《ため池の整備・廃止・管理等に関する方針の概要》

1 基本的な考え方

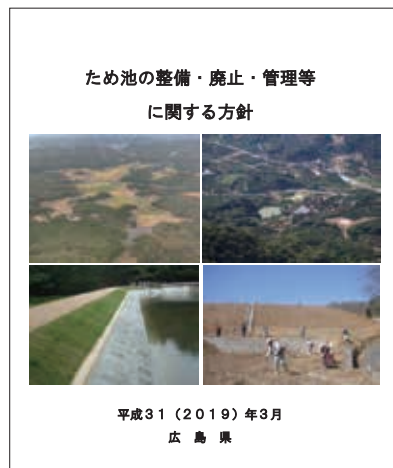
- 決壊した場合に人的な被害のおそれがある箇所を明らかにした上で、
 - 迅速な避難行動につなげるため、地域の方々へ決壊した場合の浸水区域などについてわかりやすく防災情報を発信
 - 農業利用するため池は、管理体制を確保し、順次、補強工事を実施
 - 農業利用しなくなったため池は、当面の安全性を確保し、順次、廃止を実施

を基本として、総合的に対策を進めていきます。

2 対策の方向性

本県のため池は、約19,600箇所ありますが、利用実態や立地条件などが異なることから、「農業用水としての利用の有無」や「下流への影響」など4つの要素を基に、6つの区分に類型化しながらそれぞれに適した効果的な対策を進めることにしています。

また、それぞれの区分ごとのめざす姿を基に、「迅速な避難行動につなげる対策」と「施設機能の維持・補強及び統合・廃止対策」に関する具体的な対策を整理しています。



広島県のため池総合対策の取組の一例

「迅速な避難行動につなげる対策」



〔広島県ため池マップ〕 ため池の位置や決壊時の浸水想定範囲を示すことで、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へつなげていきます。

「施設機能の維持・補強及び統合・廃止対策」



〔補強工事〕

農業利用するため池のうち、老朽化が進んだ箇所については補強工事などを行います。



〔廃止工事〕

農業利用しなくなったため池は、堤体を開削するなどによる廃止工事などを行います。

3 推進体制等

こうした対策は、ため池管理者や利用者による取組に加え、市町や県も連携しながら進めていく必要があるため、それぞれの役割についても整理しています。また、農業用水の廃止に伴い、洪水調節や動植物の生息の場などの機能へ影響があることから、地域が必要とする防災機能や、生態系等の保全へも配慮することについても記載しています。

土地改良法が改正されました！

土地改良法の一部を改正する法律が平成30年6月8日に公布され、平成31年4月1日から施行されました。改正項目によって、その適用時期が異なっていますのでご注意ください！
主な内容は下表のとおりです。



すべての土地改良区に適用されます！

適用時期	改正項目	改正の内容
平成31年度 (令和元年度) (2019年度)	資格交替手続	所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制度を廃止し、届出制を導入する。
		農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪手続を簡素化する。
	総代会制度	総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止する。
	利水調整規程	受益地農地の用水等の調整方法をルール化する。 ※平成31年(令和元年)度の通常総(代)会までに規定する必要があります。
令和4年度 (2022年度)	決算関係書類 	決算関係書類が総(代)会で承認された後は、この書類を知事に提出するとともに、これを公表する。 ※平成31年(令和元年)度の通常総(代)会において承認される決算関係書類から適用されます。
		収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成する。 ※令和4年度の通常総(代)会において承認される決算関係書類から適用されます。
令和5年度 (2023年度)	理事の資格要件	理事定数の5分の3以上は原則として耕作者である組合員とする。 ※任期4年の場合、 <u>令和2年度以降に初めて行われる理事改選時</u> に要件を満たす必要があります。
	員外監事	監事のうち1人以上は原則として組合員外とする。 ※任期4年の場合、 <u>令和2年度以降に初めて行われる監事改選時</u> に要件を満たす必要があります。 

希望する土地改良区は選択できるようになります！

適用時期	改正項目	改正の内容
平成31年度 (令和元年度) (2019年度)	総代会制度	設置要件を「組合員数200人以上」から「組合員数100人以上」に引き下げる。
		書面及び代理人による議決権行使を導入する。
	准組合員制度	貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与する。
	施設管理 准組合員制度	地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員の資格を付与する。



適用時期に間に合うように計画的に準備を進めていきましょう！

貸借対照表の作成に必要な土地改良施設の 資産評価データ整備事業について

今回の土地改良法改正に伴い、土地改良施設を所有（管理を含む）する土地改良区は、原則として、決算関係書類に「貸借対照表」の作成が義務付けられました。（法第29条の2）

貸借対照表の作成には、土地改良区が管理する施設の「資産評価」が必要となります。土地改良施設（資産）に係る情報を整理し、その価値を決めることを資産評価といいます。

また、地方公共団体等の造成主体は、施設の適切な管理に資するよう、当該施設の管理を行う改良区に対し、当該施設に関する情報の提供を行うよう努めることになりました。（法第57条の9）

広島県土連は、本年度より2年間、関係団体と連携し「資産評価データ整備事業」に取り組む予定です。本事業は複式簿記会計の移行期間（令和4事業年度）までの間に、確実に各土地改良区の資産評価を完了させ、その成果をもって将来の更新整備事業に備えるために行います。

本事業に関してのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

資産評価の流れ及び役割分担等

項 目	作業内容	役割分担
1. 施設の把握	所有又は管理する土地改良施設のリストアップ	土地改良区 (関係団体と連携して実施)
2. 根拠資料の探索	取得価格・取得年度算出のための根拠資料を探索・特定	造成主体
3. 台帳データの整備	- 施設の根拠資料について整理・検討 - 資産データ（①取得価額（土地改良負担額含む）、②取得年度、③耐用年数）を土地改良施設台帳に転記 - 不足データ等については造成主体に確認 - データが無いものについては、資産評価に係る参考資料を基に推定評価 - 整備した土地改良施設台帳は造成主体に提出	広島県土連
4. 評価結果の確定	台帳の内容を確認し、資産評価結果を確定	造成主体
5. データの統合・整理	各造成主体の資産評価結果を統合し、台帳を完成	広島県土連
6. 土地改良区へ提供	土地改良施設台帳を土地改良区へ提供	造成主体 広島県土連

※但し、資産として評価すべき土地改良施設の管理を行わない土地改良区については貸借対照表の作成は不要です。なお、土地改良区営の土地改良事業で造成された施設に係る資産評価においては、土地改良区自らが造成主体の役割を担います。

ご相談・お問い合わせ 事業部換地測量支援課

TEL : 082-502-7477 FAX : 082-502-7483 E-mail : soudan@hdn.or.jp

農地・水・環境 NEWS

広島県農地・水・農村環境保全協議会

多面的機能支払交付金が平成26年度から5年を経過し、事業制度の見直しが図られました。
概要についての主な改正点は次のとおりです。

①多面的機能の増進を図る活動への加算措置について

多面的機能の増進を図る活動への取り組み数を新たに1つ以上増加させる場合等

- 現在取組のある組織⇒新たな活動計画において、直近の活動計画における取組数より1つ以上増やすことが必要です。
- 新たに増進を図る活動に取組む組織⇒2以上取り組むことが必要です。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都道府県
田	400
畑	240
草地	40

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

加算対象となる例

直近の活動計画 取組数 0	→	新たな活動計画 取組数 2以上
直近の活動計画 取組数 1	→	新たな活動計画 取組数 2以上
直近の活動計画 取組数 2	→	新たな活動計画 取組数 3以上

加算対象とならない例

直近の活動計画 取組数 0	→	新たな活動計画 取組数 1
直近の活動計画 取組数 2	→	新たな活動計画 取組数 2以下

②「農村協働力の深化に向けた活動への支援」

上記①の活動に加え構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上であり、構成員の8割以上が実践活動に毎年度参加する場合に加算措置となります。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都道府県
田	400
畑	240
草地	40

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

<条件> ※全て満たす場合

- ①加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- ②構成員(人・団体)のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- ③共同活動が参加する構成員の合計8割以上が参加する実践活動を毎年度行うこと

※「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支払（共同）、資源向上支払（長寿命化）の活動項目に位置付けられています。

詳細については各関係市町にお問い合わせください

広島県土地改良事業団体連合会職員採用選考試験 受験案内

- 【採用予定人員】 5名程度
- 【職務概要】 農業農村整備事業等に関する業務
- 【応募資格】 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。（学歴不問）
- 【試験会場】 広島市中区鉄砲町4番1号 広島県土地改良会館 会議室
- 【選考試験日及び応募締切日】 下記のとおり

	選考試験日	応募締切日
第1回	2019年5月31日(金)	2019年6月7日(金)
第2回	2019年7月26日(金)	2019年8月2日(金)
第3回	2019年9月20日(金)	2019年9月27日(金)

詳細については 総務企画課 ☎082-502-7470までお問い合わせください

「ふるさとの田んぼと水子ども絵画展」2018表彰式！

平成30年度の「ふるさとの田んぼと水子ども絵画展2018」には、全国から6,284点の応募があり水土里ネット福山からは4つの小学校、2つの保育所、2つの幼稚園から486点の応募がありました。その中から全国入選9点、団体賞の水土里ネット福山優秀賞1点、水土里ネット福山くawaii賞1点が選ばれました。

多くの子ども達が頑張ってくれた作品ばかりなので水土里ネット福山独自の賞を授与することとし、ふくやま美術館に依頼して「水土里ネット福山理事長賞」1点と「水土里賞」10点を選定しました。

平成31年3月10日（日）ふくやま美術館1階ホールにおいて「ふるさとの田んぼと水子ども絵画展表彰式」を開催しました。会場には全国水土里ネットより貸出していただいた全国入選の作品と水土里ネット福山独自の賞と合わせて22点の作品を展示し、受賞者や保護者、学校関係者等約100人に出席いただきました。



今回の子ども絵画展は、田植え等の農業体験を描いた作品の他に、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害の直後だったこともあり、地域を守ってくれた排水機場を描いたものや田んぼが水を湛えたことで浸水を免れたことを描いたもの、被災地の農家を思う作品が寄せられ、児童のみなさんの「まなざし」に、どれも胸を打つ作品ばかりでした。

農業体験に協力してくださった地域の方や先生に感謝するとともに、土地改良施設の役割が広く周知できるよう引き続き農業体験と併せて様々な活動へ繋げていきたいと思います

（水土里ネット福山 水土里レポーター 佐々田 愛）

